特別区民税・都民税・森林環境税「納税通知書兼変更（決定）通知書」のご案内

07

いつも区政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。このたび、特別区民税・都民税・森林環境税が新規に決定された方、税額が変更になった方および納付方法が変更になった方に、「納税通知書兼変更（決定）通知書」をお送りします。

1．住民税のあらまし

（1）住民税とは

住民税には、特別区民税（市町村民税）と都民税（道府県民税）があり、これらを合わせて区（市町村）で課税し、納めていただきます。東京23区は「特別区」のため、市町村民税のことを「特別区民税」といいます。

（2）均等割と所得割

特別区民税と都民税には、「均等割」と「所得割」があります。
○均等割…前年中に一定額以上の合計所得金額がある場合、一律に課税されます。
○所得割…前年中の所得に応じて計算された税額です。

（3）森林環境税

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。森林環境税は令和６年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税ですが、住民税均等割と併せて１人年額1,000円が賦課徴収され、森林環境譲与税として各自治体に譲与されます。

（4）世田谷区で課税される方

特別区民税・都民税・森林環境税は当該相当年度の１月１日現在（令和７年度の場合は令和７年１月１日）に
①世田谷区内に住所（生活の本拠をいう。民法第22条）を有する個人に対しては、均等割、所得割及び森林環境税が課税されます。
②世田谷区内に事務所、事業所を有する個人で、世田谷区内に住所を有しない方に対しては、均等割が課税されます。
次の方は課税されません（以下の金額は、令和６年度の場合です）。
①当該相当年度の１月１日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
②当該相当年度の１月１日現在、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親に該当する方で前年の合計所得が135万円以下の場合
③前年の合計所得金額が［35万円×（扶養親族等の数＋１）＋10万円＋21万円］以下の方
④前年の総所得金額が［35万円×（扶養親族等の数＋１）＋10万円＋32万円］以下の方は、所得割が課税されません。
※③、④について、扶養親族等には、同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族を含みます。また、扶養親族がいない場合は、上記計算式で③の場合は21万円を、④の場合は32万円を加算しません。

2．令和７年度住民税の主な改正点

（1）住宅借入金等特別税額控除の特例の拡充
（2）同一生計配偶者に係る定額減税（令和７年度のみ適用）
☆改正点の詳細やその後の改正点については、区のホームページをご確認ください。

3．通知をお送りする方について

今回の納税通知書は以下の①②のいずれかに該当する方にお送りしています。

	区分	納税通知書上の見分け方
①今回初めて通知をお送りする方	決定	年税額等の項目に「新規」が印字されています。
②既にお送りしている内容に変更があった方	変更	年税額等の項目に「変更前」「変更後」が印字されています。

※②に該当する方は、次頁の「4．納付について」の（2）をご覧ください。
※今回お送りする納税通知書の課税対象の年度、通知書の見分け方については、５～８頁をご覧ください。

4．納付について

以下をお読みのうえ、ご不明な点がございましたら納税課までお問い合わせください。
なお納期限が過ぎてから納付されますと、延滞金がかかる場合がありますので、納期限内にご納付ください。

（1）該当年度の納税通知書が初めて届いた方

同封の納付書で納めてください。

（2）既に納税通知書が届いていて、今回変更があった方

まだ納付していない場合
・納期限が未到来の期別分及び税額に変更があった期別分については、今回お送りした納付書で納めてください。
（すでにお送りしている納付書は破棄してください。）
・税額に変更がない期別分は、納付書を同封していませんので、すでにお送りしている納付書で納めてください。
・納期限を過ぎている期別分については、納付書を同封していません。変更後の金額の納付書をお送りしますので、お手数ですが納税課までご連絡ください。

すでに納付している場合
・増額になった場合は、同封の納付書で増額分を納めてください。
※実際に納付された日から区で納付の確認ができるまで10日程度かかります。
納付済額を含んだ納付書が同封されている場合は、納付済額を差し引いた納付書を改めてお送りしますので、お手数ですが納税課までご連絡ください。
・減額になった場合は、後日、納税課より還付（充当）通知をお送りします。

（3）口座振替で納めていただいている方

口座振替で納めていただいている方には、納付書を同封しておりません。
ご登録の口座は「口座情報」欄をご参照ください。

（4）公的年金からの特別徴収が変更になった方

６月に公的年金からの特別徴収による納付の通知をお送りしている方は、３頁の９をご覧ください。

5．キャッシュレス決済での納付について

（1）スマートフォン決済アプリで納付書表面のeL-QRを読み取って納付

使用できるアプリは、右の二次元コードから確認してください。

（2）地方税お支払いサイトから納付

以下の二次元コードから地方税お支払サイトにアクセスし、手続きを進めてください。
納付書表面のeL-QRを読み取る。または納付書表面のeL番号を入力し、
案内に沿って納付してください。
○クレジットカード
○インターネットバンキング
○ATM（Pay-easy（ペイジー））など

Pay-easy（ペイジー）で使用する番号は、地方税お支払サイトからメールで発行されます。

ご注意ください
○キャッシュレス決済では領収証書が発行されません。
○納付上限額、決済手数料は使用するアプリや支払い方法によります。
○指定期限を過ぎてしまうと納付できない場合があります。

※現金での納付も可能です。
世田谷区のホームページには、すべての納付方法の詳細を掲載しています。
右の二次元コードからご確認ください。

6．納期

普通徴収の納期は、６月、８月、10月及び翌年の１月です。各納期の月末が納期限となります。

7．納期限までに納付されなかった場合の措置

（1）この税金を納期限までに納付しなかった場合、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その税額（1,000円未満の端数は切り捨て）に年14.6％を上限として延滞金特例基準割合※に年7.3％の割合を加算した割合（納期限の翌日から１箇月を経過する日までは、年7.3％を上限として延滞金特例基準割合に年１％の割合を加算した割合）で計算した金額（100円未満の端数は切り捨て）に相当する延滞金が加算されます。ただし、税額が2,000円未満の場合、又は延滞金が1,000円未満の場合は加算されません。
（2）納期限までにこの税金を完納しないため督促状を受け、かつその督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には財産等の調査・処分を行う場合があります。
※延滞金特例基準割合…各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年１％の割合を加算した割合

8．徴収の猶予または減免申請について

徴収の猶予または減免を受けようとする方は世田谷区長に申請書を提出しなければなりません。減免申請書は納期限までに提出してください。
詳細については、納税課へお問い合わせください。

9．公的年金からの特別徴収が変更になった方

（1）特別徴収の金額が変更になった方

住民税の年税額が変更になった方で特別徴収の金額変更で対応できる場合は、10月、12月、２月の特別徴収金額を変更しています。年税額が変更になったことにより、令和７年４月、６月、８月の仮徴収金額も変更になります。金額変更ができなかった場合は、特別徴収を中止しています。

（2）特別徴収が中止となった方

様々な理由により、公的年金からの特別徴収決定後、特別徴収の継続ができなくなった場合は、年金からの特別徴収を中止します。
中止理由の事例・・・６頁③の変更事由欄をご覧ください。
所得控除の追加により、納付する金額より減額が大きくなった場合
年金が支給停止になった場合　　等
特別徴収中止後は、今回お送りした納付書で納めてください。
還付となる場合は、後日納税課より還付通知をお送りします。

◎ご注意ください
公的年金からの特別徴収が中止されるまでには、区から年金保険者（日本年金機構等）へ情報提供してから３～４ヵ月かかります。そのため、今回の通知で減額となった方でも次回の年金から変更前の税額が特別徴収されることがあります。
その場合は、後日納税課より還付通知をお送りします。

（3）世田谷区から転出された方

年金からの特別徴収が行われる期間が転出日により異なります。下表をご参照ください。

世田谷区からの転出日	年金からの特別徴収が継続する期間
令和７年４月１日から令和８年１月１日まで	令和８年２月まで
令和８年１月２日から令和８年３月31日まで	令和８年８月まで
令和８年４月１日以降	令和９年２月まで

10．確定申告書を提出された方へ

確定申告書の第二表に、「配偶者や親族に関する事項」及び「住民税・事業税に関する事項」があります（下図１、下図２参照）。
この欄に記入が無いと以下に該当する方でも、当該事項が住民税に反映されていないことがあります。
記入が漏れてしまった場合は、課税課へご連絡ください。

<図１>確定申告書　第二表「配偶者や親族に関する事項」

<図２>確定申告書　第二表「住民税・事業税に関する事項」

○同一生計配偶者がいる方
○16歳未満の被扶養者がいる方
○寄附金税額控除を適用する方
○配当割、株式譲渡所得割額控除を適用する方
○住民税の徴収方法を選択したい方　等

11．寄附金税額控除について

ふるさと納税等の寄附をされた方は、寄附金税額控除が受けられます。寄附先により受けられる寄附金税額控除の金額が変わりますので、詳細は６～８頁の力、キの「税額控除」欄をご覧ください。

（1）ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をされた方

寄附をした金額が控除限度額以内の場合、特別区民税・都民税の寄附金税額控除金額は、原則として寄附をした金額から2,000円を引いた金額になります。

（2）確定申告をされた方

寄附をした金額が控除限度額以内の場合、所得税で軽減された金額と特別区民税・都民税の寄附金税額控除金額を合算した金額が、原則として寄附をした金額から2,000円を引いた金額になります。
確定申告をされた方であっても、第二表の住民税・事業税に関する事項の寄附金税額控除欄（図２参照）に記入がないと住民税での控除ができません。
確定申告で寄附金控除の申告をされ、住民税が控除されていない方は課税課にご連絡ください。

◎世田谷区への「ふるさと納税」
世田谷区民の方も世田谷区に「ふるさと納税」をすることができます。
詳細は区のホームページの「区へのふるさと納税のご案内」からご確認いただけます。

12．お問い合わせ先

☆多く寄せられる質問等については、世田谷区のホームページに掲載しています。
世田谷区ホームページ（https://www.city.setagaya.lg.jp）内の、生活情報より「よくある問い合わせコールセンター」からFAQ（よくある質問と回答）検索システムをご覧ください。
※英文の説明書をご希望の場合は、ご連絡ください。　We will send English explanation on your demand.
③課税内容について…世田谷区役所　課税課（お住まいの地域の担当係）

お住まいの地域	池尻（１～３丁目、４丁目１～32番）、上馬、経堂、駒沢（１～２丁目）、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林	赤堤、池尻（４丁目33～39番）、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北烏山、給田、駒沢（３～５丁目）、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南烏山、用賀
担当係	課税第１係 TEL 03(5432)2169	課税第２係 TEL 03(5432)2174	課税第３係 TEL 03(5432)2184
ＦＡＸ	課税課全係共通 FAX 03(5432)3037		

②期限内納付が難しい方は・・・・世田谷区役所　納税課　納税相談係　TEL 03(5432)2208　納税課全係共通FAX
③口座振替については・・・・・・・・世田谷区役所　納税課　収納・税証明係　TEL 03(5432)2197　03(5432)3012

◎区税ガイドブック
区では、予算の使われ方や、住民税に関する詳細な解説や計算方法を掲載したガイドブックを発行しています。右の二次元コードや区のホームページからご確認いただけます。

振り込め詐欺にご注意を！
区役所職員が「税金」「医療費」「保険料」などの還付手続きのためにATMの操作やレターパックの利用を求めることはありません。不審に感じたら、家族や警察に相談しましょう。

13．税額通知書見本とその内容

特別区民税・都民税・森林環境税の計算の考え方

収入額 － 必要経費※1 ⇒ 合計所得金額★ ⇒ ア 総所得金額等☆ － イ 所得控除額 ⇒ ウ 課税標準額（千円未満切捨て） × エ 税率 ※2 ⇒ オ 算出所得割額 － カ（住宅ローン控除等）税額控除等 － キ 配当割・株式等譲渡所得割額控除額 ⇒ ク 差引所得割額 ＋ ケ 均等割額 ＋ コ 森林環境税額 ＝ サ 年税額

※1 給与収入の場合は、給与所得控除額を差し引きます。公的年金等収入の場合は、公的年金控除額を差し引きます。「ア．所得金額」もあわせてご確認ください。
※2 申告分離課税分は、給与等の他の所得と区分し、分離課税用の税率で計算します。

★合計所得金額…損益通算（注）後の各所得金額の合計額をいいます。
ただし、
・申告分離課税所得は、特別控除を差し引く前の所得金額
・総合長期譲渡所得と一時所得は、その金額の２分の１の金額
・損失の繰越控除を差し引く前の金額で計算します。
（注）損益通算とは、不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の金額の計算上生じた損失について、一定の順序により他の所得金額から控除することです。

☆総所得金額等…合計所得金額から繰り越すことが認められている前年度以前の繰り越した損失額を差し引いた金額

ア　所得金額…収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

（1）給与等に係る所得の金額は以下のとおりです。

給与収入金額の合計額	給与所得金額	給与収入金額の合計額	給与所得金額
550,999円以下	0円	※1,628,000円～1,799,999円	a×4×0.6+100,000円
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円	※1,800,000円～3,599,999円	a×4×0.7-80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	※3,600,000円～6,599,999円	a×4×0.8-440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	※6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	※8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

※収入金額の区分(1,628,000円～6,599,999円)において、
給与収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた算出額をもとにします。
★令和3年度より、所得金額調整控除が創設されました。詳細は区のホームページをご覧ください。

（2）公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金・厚生年金基金等）に係る雑所得の金額は以下のとおりです。

65歳以上(昭和34年1月1日以前生まれ)		65歳未満(昭和34年1月2日以降生まれ)	
年金収入額(B)	公的年金に係る雑所得の金額	年金収入額(B)	公的年金に係る雑所得の金額
1,100,000円以下	0円	600,000円以下	0円
1,100,001円～3,299,999円	b-1,100,000円	600,001円～1,299,999円	b-600,000円
3,300,000円～4,099,000円	b×0.75-275,000円	1,300,000円～4,099,000円	b×0.75-275,000円
4,100,000円～7,699,999円	b×0.85-685,000円	4,100,000円～7,699,999円	b×0.85-685,000円
7,700,000円～9,999,999円	b×0.95-1,455,000円	7,700,000円～9,999,999円	b×0.95-1,455,000円
10,000,000円以上	b-1,955,000円	10,000,000円以上	b-1,955,000円

★公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が1,000万円円～2,000万円の場合は、公的年金等雑所得の金額に10万円を加算。
★公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が2,000万円以上の場合は、公的年金等雑所得の金額に20万円を加算。

ウ　課税標準額・・・住民税を計算する上で基礎となる金額です。

エ　税率…一般的な税率は、
特別区民税＝6%、都民税＝4%です。
分離課税の税率は下表のとおりです。

課税されお所得の種別	特別区民税	都民税
土地建物等の長期譲渡所得、土地建物等の短期譲渡所得（国・地方公共団体への譲渡）、一般株式等の譲渡所得等、先物取引の雑所得等	3%	2%
上場株式等に係る譲渡所得、上場株式等の配当所得等	3%	2%
土地、建物等の短期譲渡所得	5.4%	3.6%

オ　算出所得割額

カ　（住宅ローン控除等）税額控除等

キ　配当割・株式等譲渡所得割額控除額

ク　差引所得割額

ケ　均等割額
賦課期日の前年中に一定以上の合計所得金額がある場合、一律に4,000円が課税されます。
・特別区税3,000円　都民税1,000円

コ　森林環境税額
温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、1人年額1,000円が課税されます。

① 賦課期日（課税対象の年度（＝相当年度）の1月1日時点）の氏名・住所が印字されます。
※住民税は、相当年度の1月1日の住所地の区市町村で課税されます。

② 課税対象の年（＝相当年度）です。ここに記載されている年度の住民税が変更・決定されました。

③ 今回の通知の変更（決定）理由です。

④ 給与から差し引かれる住民税額です。

⑤ 公的年金から差し引かれる住民税額です。

⑥ 個人納付分の住民税額です。

お問合せの際は、「通知書番号」と「賦課年度（○○年度相当）」をお知らせください。

本通知書の内容についてご不明な点がございましたら、下記担当までお問合せください。記載内容の変更等を行う場合の措置に関するご教示

令和　7年度　特別区民税・都民税・森林環境税　納税通知書　兼変更（決定）通知書　令和　7年度相当

賦課期日住所・氏名
154-8766
世田谷区世田谷4-21-27
世田谷　太郎

▼備考
退職により普通徴収に切替

通知書番号　1234567891
金融機関名（支店名）　××銀行　世田谷支店
口座番号　普通　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　口座名義人　**世田**
（口座名義人）　セタガヤ

口座登録をしている金融機関です。

	税額	特徴税額	普通徴収税額
変更前	XX XXX	XX XXX	XX XXX
変更後	XX XXX	XX XXX	XX XXX

※「充当は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限	第1期	第2期	第3期	第4期
	令和7年6月30日	令和7年9月1日	令和7年10月31日	令和8年2月2日
変更前	XX XXX	XX XXX	XX XXX	XX XXX
変更後	XX XXX	XX XXX	XX XXX	XX XXX
充当額				
納付済				
差引	XX XXX	XX XXX	XX XXX	XX XXX

▼一括で納めていただく場合　　全額前納納期限　　全額前納付額　＊＊＊＊＊＊＊　＊＊＊＊＊＊＊

年金からの特別徴収については3頁をご確認ください。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	××××年金
支払者の名称	日本年金機構
支払者の法人番号	×××××××××××

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される4月と金額

	令和 7年10月	令和 7年12月	令和 8年2月
変更前			
変更後	X XXX	X XXX	X XXX

（仮徴収税額）

	令和 7年4月	令和 7年6月	令和 7年8月
年金2ヶ月特別徴収される額	0	0	0

▼年度毎も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
年度毎の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

	令和 8年4月	令和 8年6月	令和 8年8月
年金2ヶ月特別徴収される額	0	0	0

令和4年度から、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額

令和　7年度 特別区民税・都民税・森林環境税課税明細書（令和　6年度相当分）（令和　7年1月XX日現在）　（単位：円）

▼税額金額等

給与収入	XX XXX
公的年金等収入	XX XXX
XXXXX所得	XX XXX
XXXXX所得	XX XXX
合計所得金額	
雑損控除	
総所得金額等	

▼控除明細等

XXXXX控除	XX XXX
XXXXX控除	XX XXX
XXXXX控除	XX XXX
XXXXX控除	XX XXX
控除合計	

▼扶養親族課税区分

控除対象配偶者	扶養親族	同居老人	同居特定	障害者	寡婦	寡夫	勤労学生	特別障害者	障害者	ひとり親	学生
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

▼本人課税区分
特別区民税　都民税
XXXXX控除　XX XXX　XX XXX
XXXXX控除　XX XXX　XX XXX
XXXXX控除　XX XXX　XX XXX
XXXXX控除　XX XXX　XX XXX

▼株式等譲渡所得割額
XXXXX控除　XX XXX　XX XXX

▼株式等配当所得割額
特別区民税　都民税
総合所得金額　XX XXX　XX XXX
株式等譲渡所得金額　3,000　1,000
株式等配当所得金額　1,000
株式等譲渡所得割額控除額　0
株式等配当所得割額控除額　XX XXX
差引普通徴収税額（年度納めていただく税額）　XX XXX
調整控除額　0
うち先行納付額　0

▼法人税額
総所得

ア　イ　ウ　カ　キ　ケ　コ　サ

充当・還付になる配当割・株式譲渡と所得割額は、年税額に充当し、充当しきれない金額がある場合は、後日、納税課より還付（充当）通知をお送りします。

⑦ 口座登録をしている金融機関です。

⑧ 各期の納付額です。
初めて通知書をお送りする方には「新規」、内容に変更があった方は「変更前」「変更後」が印字されています。

イ　所得控除額・・・所得控除とは、納税者の実情に応じた税負担を求めるため、個々の事情を考慮して所得金額から一定の金額を差し引くものです。

（1）配偶者控除は、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、以下の所得控除を受けられます。
（2）配偶者特別控除は、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超～133万円以下の場合、以下の控除を受けられます。

控除機関／配偶者の合計所得金額		納税者の合計所得金額 900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
		調整額（1は所得税）	所得税との人的控除差調整額	調整額（1は所得税）	所得税との人的控除差調整額	調整額（1は所得税）	所得税との人的控除差調整額
配偶者控除	一般 老人(生年月日が昭和30.1.1以前生まれの配偶者)	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円	11万円(13万円)	2万円
		38万円(48万円)	10万円	26万円(32万円)	6万円	13万円(16万円)	3万円
配偶者特別控除	480,001円～ 499,999円	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円	11万円(13万円)	2万円
	500,000円～ 549,999円	33万円(38万円)	3万円	22万円(26万円)	2万円	11万円(13万円)	1万円
	550,000円～ 950,000円	33万円(38万円)	0円	22万円(26万円)	0円	11万円(13万円)	0円
	950,001円～1,000,000円	33万円(36万円)	0円	22万円(24万円)	0円	11万円(12万円)	0円
	1,000,001円～1,050,000円	31万円(31万円)	0円	21万円(21万円)	0円	11万円(11万円)	0円
	1,050,001円～1,100,000円	26万円(26万円)	0円	18万円(18万円)	0円	9万円(9万円)	0円
	1,100,001円～1,150,000円	21万円(21万円)	0円	14万円(14万円)	0円	7万円(7万円)	0円
	1,150,001円～1,200,000円	16万円(16万円)	0円	11万円(11万円)	0円	6万円(6万円)	0円
	1,200,001円～1,250,000円	11万円(11万円)	0円	8万円(8万円)	0円	4万円(4万円)	0円
	1,250,001円～1,300,000円	6万円(6万円)	0円	4万円(4万円)	0円	2万円(2万円)	0円
	1,300,001円～1,330,000円	2万円(2万円)	0円	2万円(2万円)	0円	1万円(1万円)	0円

（3）扶養控除は、納税者に控除対象扶養親族となる人がいる場合に、以下の控除が受けられます。

控除機関	調整額（1は所得税）	所得税との人的控除差調整額
一般（昭和30.1.2～平成14.1.1生まれ及び平成18.1.2～平成21.1.1生まれの方）	33万円(38万円)	5万円
特定（平成14.1.2～平成18.1.1生まれの方）	45万円(63万円)	18万円
老人（昭和30.1.1以前生まれの方）	38万円(48万円)	10万円
同居老親（同居していて直系尊属で老人扶養の対象になる方）	45万円(58万円)	13万円

※平成21.1.2以後生まれの方は、扶養控除の対象になりません。

（4）基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じて以下の控除が受けられます。

合計所得金額	調整額（1は所得税）	所得税との人的控除差調整額
2,400万円以下	43万円(48万円)	※5万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円(32万円)	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円(16万円)	
2,500万円超	適用なし(適用なし)	

※税制改正前(令和2年度まで)の基礎控除の差額を適用

（5）その他の人的控除

控除の種類	控除の内容		調整額（1は所得税）	所得税との人的控除差調整額
障害者控除	納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が障害者に当てはまる場合、一定の金額の控除が受けられます。	障害者控除	26万円(27万円)	1万円
		(特別障害者の場合)	30万円(40万円)	10万円
		(同居特別障害者の場合)	53万円(75万円)	22万円
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下で、婚姻歴に関わらず、ひとり親で子を扶養している場合、一定の金額の控除が受けられます。		女性:35万円 男性:1万円	
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、配偶者と離別・死別された後、婚姻・事実婚されていない女性、または配偶者の生死が不明な女性は一定の金額の控除が受けられます。		26万円(27万円)	1万円
勤労学生控除	納税者本人が学生などで給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下で、そのうち勤労によらない所得金額(不動産所得などが10万円以下の場合、控除が受けられます。		26万円(27万円)	1万円

※税制改正前(令和2年度まで)の基礎控除の金額を適用

（6）生命保険料控除は、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合に、以下の金額の控除を受けることができます。

支払った保険料の区分		計算の適用表	控除適用限度額 個別	合計
旧生命保険料	「新契約」のみ	表A	28,000円	70,000円
	「旧契約」のみ	表B	35,000円	
	「新契約」と「旧契約」の両方	①②③のうち、控除額が最大になるもの ① 表A(「新契約」のみで控除額を計算) ② 表B(「旧契約」のみで控除額を計算) ③ 表A と表B(「新契約」と「旧契約」でそれぞれ計算した控除額を合算)	28,000円	
介護医療保険料	「新契約」※「旧契約」なし	表A	28,000円	

表A　平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（「新契約」）に係る生命保険料控除の計算式

支払保険料の合計額	控除額
12,000円以下	支払保険料全額
12,001円～32,000円	(支払保険料)×2＋ 6,000円
32,001円～56,000円	(支払保険料)÷4＋14,000円
56,001円以上	28,000円

表B　平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（「旧契約」）に係る生命保険料控除の計算式

支払保険料の合計額	控除額
15,000円以下	支払保険料全額
15,001円～40,000円	(支払保険料)×2＋ 7,500円
40,001円～70,000円	(支払保険料)÷4＋17,500円
70,001円以上	35,000円

（7）地震保険料控除は、地震保険料、旧長期損害保険料を支払った場合に、以下の金額の控除を受けることができます。

種類	支払保険料の合計額	控除額
地震保険料	50,000円以下	(支払保険料)÷2
	50,001円～5,000円	25,000円
	5,000円以下	支払保険料全額
旧長期損害保険料	5,001円～15,000円	(支払保険料)÷2 ＋ 2,500円
	15,001円以上	10,000円

※地震保険料、旧長期損害保険料の両方が適用した場合、上表による控除額に計算し、
その合計額を控除額とします。(限度額25,000円)

（8）その他、人的控除以外の控除

控除の種類	控除の内容	控除額
雑損控除	災害や盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出をした場合、一定の金額の控除を受けることができます。	次のいずれか多い金額 ①(損害額-保険金等による補てん額)-総所得金額等の10% ②災害関連支出の金額-5万円
医療費控除	納税者本人や生計を一にする親族の医療費または、特定一般市医薬品等購入費について、支払額が一定額を超えるときは控除を受けられます。	医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)【限度額200万円】 特定一般市医薬品等購入費の実質負担額-12,000円【限度額88,000円】
社会保険料控除	健康保険料、年金保険料、介護保険料、雇用保険料などの社会保険料等を支払った場合に、その全額を控除します。	支払った社会保険料全額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済や確定拠出年金、心身障害者扶養制度の掛金を支払った場合、その年に支払った金額を控除します。	支払った掛金全額

ケ　均等割額
賦課期日の前年中に一定以上の合計所得金額がある場合、一律に4,000円が課税されます。
・特別区税3,000円　都民税1,000円

カ　キ　税額控除・・・課税標準額に税率をかけて算出された税額から差し引かれるものです。

（1）調整控除
所得税と住民税の人的控除額（扶養控除・基礎控除等）の差に基づく負担増を調整するため、特別区民税・舞浜所得割額と都民税・舞浜所得割額から次の額が控除されます。
なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除額の適用はありません。

住民税の合計課税所得金額	控除額
200万円以下	以下のいずれか少ない金額の5%（特別区民税3%・都民税2%） ①所得税との人的控除差調整額の合計 ②住民税の合計課税所得金額
200万円を超える	(人的控除差調整額の合計額・住民税の合計課税所得金額-200万円)×0.05（特別区税3%・都民税2%）。ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円(特別区税1,500円・都民税1,000円)となります。

※合計課税所得金額－課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額

（2）配当控除　※申告分離の配当については適用がありません。
総所得金額の中に対象となる株式の配当等の所得がある場合には、算出した所得割額から配当所得金額に以下の表の該当する率(%)を乗じた金額を差し引きます。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分 特別区税	1,000万円以下の部分 都民税	1,000万円超の部分 特別区税	1,000万円超の部分 都民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

（3）住宅借入金等特別税額控除
前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の100分の5に相当する金額）97,500円を限度）を超える場合には当該金額に、下欄の割合を乗じた金額※1
①前年分の所得税に係る住宅借入金等控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

特別区民税	3/5	都民税	2/5

※あたり、居住年が平成26年4月から令和3年12月末で(地方税法附則第5条の規定の適用がある場合は令和4年12月末で)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得含む)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算します。

（4）寄附金税額控除
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の特別区民税は6%、都民税は4%に相当する金額。
① 都道府県、区市町村に対する寄附金
② 住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は世田谷区の条例で定められるもの
ただし、①のうち特例寄附の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に【表1】の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の特別区民税は5分の3、都民税は5分の2に相当する金額（所得割額（調整控除適用後）の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）を特別控除額として計算した金額。
寄附金税額控除申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）制度の適用がある場合は、上記の特例控除額を加算するため、特例控除額に【表2】の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の特別区民税は5分の3、都民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額

【表1】

課税所得金額から所得税との人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

【表2】

課税総所得金額から所得税との人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895分の5.105
195万円超 330万円以下	79.79分10.21
330万円超 695万円以下	69.58分の20.42
695万円超 900万円以下	66.517分の23.483
900万円超	56.307分の33.693

（5）外国税額控除
外国に源泉がある所得については、その国の法令によって所得税・住民税が課せられるとき、国際間で二重課税を調整するため一定の方法により外国税額控除を行います。

（6）配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除
所得割額より控除しきれなかった配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除は、充当または還付します。

14．よくあるお問合せ

（１）給与から住民税が差引き（特別徴収）されている方へ

給与所得以外に年金所得以外の他の所得（給与所得、配当所得、不動産所得、譲与所得等）がある方は、給与所得と他の所得を合算して年税額を計算し、給与所得のみで計算した特別徴収額を差し引いて、残った住民税額を個人納付としておお送りしています。
ご希望により個人納付分の住民税額を特別徴収額に加算することが可能ですので、納期限前までに課税課へご連絡ください。

（２）退職された方へ

給与からの特別徴収で納税する場合、住民税（特別区民税・都民税・森林環境税）を、6月から翌年の5月までの12回に分けて、給与から差し引きます。
退職、休職、転職により、住民税を給与から差し引くことができなくなった場合は、勤務先からの届け出により、普通徴収の方法に切り替えて個人で納めていただきます。
＊今和7年5月以前に退職された方は、今和7年度の住民税は給与から差し引くことができませんので、全額普通徴収の方法により納めていただきます。
＊再就職等の場合、新しい勤務先からお手続きいただくことで、納期限前の普通徴収分を特別徴収に切り替えることができます。手続きの方法については、課税課または再就職先の給与担当の方へお問い合わせください。

【例】令和7年度の年税額60,000円の方が令和7年10月31日付で退職した場合

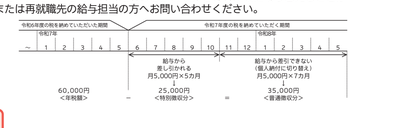

（３）世田谷区から転出された方へ

1月1日に世田谷区にお住まいの方は、1月2日以降に世田谷区外へ転出された場合でも、その年度の住民税は全額世田谷区に納めていただきます。転出先の区市町村で住民税が課税されることはありません。

（４）公的年金から住民税が差引きされる方へ

公的年金から住民税が差し引かれている方の説明は3頁の9をご覧ください。